

FASB の動向 (2012 年 11 月～2013 年 1 月)

みやばやし あきひろ
専門研究員 宮林 明弘

FASB、資産と負債の貸借対照表上の相殺に関する開示の範囲の明確化を提案する会計基準更新書（ASU）案を公表（2012 年 11 月）

2012 年 11 月 26 日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、ASU 案（公開草案）「貸借対照表（Topic 210）：資産と負債の相殺に関する開示の範囲の明確化」を公表した。

本 ASU 案は、ASU 第 2011-11 号「貸借対照表（Topic 210）：資産及び負債の相殺に関する開示」で要求される相殺表示に関連した開示規定について、その適用範囲をマスターネットティング契約又は類似の契約の対象となるデリバティブ、買戻及び売戻契約、証券貸借契約に限定することを明確化する提案をしている。多くの標準的な商業上の契約ないし条項にてマスターネットティングの取決めがなされており、これらがすべて ASU 第 2011-11 号の開示の範囲

だとすると当該開示は広範すぎるという懸念が関係者から表明されていたが、本 ASU の提案によれば当該懸念は解消される。

ASU 第 2011-11 号は、米国会計基準における資産と負債の相殺規定が、国際財務報告基準（IFRS）のそれと相違しているため、比較可能性と透明性の改善のために FASB と国際会計基準審議会（IASB）が相殺に関する開示の強化を合意し公表されていた。

本 ASU 案のコメント期限は 2012 年 12 月 21 日とされていた。

本 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

SEC、シャピロ議長の退任を公表

2012 年 11 月 26 日、米国証券取引委員会（SEC）はメアリー・L・シャピロ（Mary L. Schapiro）委員長が 2012 年 12 月 14 日に退任することを公表した。シャピロ氏は、金融危機の影響が残る 2009 年 1 月にオバマ大統領から任命されて SEC 委員長となり、SEC の強化、

改革、活性化に努めてきた。

シャピロ議長は在任期間中に、SEC の執行と検査プログラムの強化に尽力した。一連の改革の結果、外部から提供される情報や訴えをより良く扱うようになり、情報収集能力の増大及びより戦略的・革新的でリスクに焦点を当てた

方法により、金融機関の検査において、より良く違反者の識別をできるようになった。

また、シャピロ議長の在任期間中は、SEC は規制の作成で非常に多忙であった。これらの新しい規制により、投資家はより良い情報を得るようになった。また、「ドッド-フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法」の制定により、新しい内部通報制度を設定し、資産担保証券の規制を強化し、以前は規制されていなかったデリバティブ市場の規制制度を構築し、ヘッジファンドやプライベートファンドのアドバイザーを SEC に登録させて SEC 規制の対象とするようにした。

SEC 委員長として、シャピロ氏はまた、金融安定監視評議会 (Financial Stability Oversight Council)、金融安定理事会 (Financial Stability Oversight Board)、IFRS 財団モニタリング・ボード (IFRS Foundation Monitoring Board) などにおいても活躍をした。

シャピロ氏の後任として、SEC 委員であるエリーズ・B・ウォルター (Elisse B. Walter) 氏が SEC 委員長に任命された。

シャピロ氏の SEC 委員長退任に関する SEC のリリースは、SEC のウェブサイトでご覧できる。

FASB 議長及び SEC 主任会計官代理、AICPA 年次全国大会で講演 (2012 年 12 月)

2012 年 12 月 4 日、FASB のレスリー・F・サイドマン (Leslie F. Seidman) 議長は、米国公認会計士協会 (AICPA) 主催の SEC 及び米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB) の動向に関する年次全国大会の中で、米国の利害関係者が必要としている会計基準の特徴、将来におけるコンバージェンスの意味合いなどをテーマにスピーチを行った。また、前日の 12 月 3 日には、同会議の中で、SEC の主任会計官代理のポール・A・ベズウィック (Paul A. Beswick)¹ が、IFRS の組込みやコンバージェンス・プロジェクトなどをテーマにスピーチを行った。

サイドマン議長からは、米国の利害関係者が必要としている会計基準の特徴に関するスピーチの中で、次のような説明があった。その特徴は第 1 に、米国においては、基準を適用する人々、執行する人々、結果となる情報を使用する人々にとって明確な基準が必要とされている。

第 2 に、基準は、同様の事象・取引が、期間・企業間にわたって同様に会計処理されるように、厳格に解釈・適用可能でなければならない。第 3 に、米国利害関係者は、基準が公表された後でも、基準を解釈する支援を必要とすることが多い。また、将来におけるコンバージェンスの意味合いに関するスピーチの中では、SEC スタッフ報告書で述べられている発見事項のいくつかに触れた上で、100% の比較可能性 (例えば、単一のセット) の目標は、いくつかの世界最大の資本市場では正当な理由により、短期的には達成可能ではないとの見解が示された。

ベズウィック氏は、IFRS の組込みに関するスピーチの中で、2012 年 7 月に SEC 最終スタッフ報告書が公表されたことに触れながら、IFRS の組込みに関する決定は、1930 年代にできたプライベートセクターの会計基準に関し、今までで最も重要な意思決定になるであろう。

1 ベズウィック氏は、その後 2012 年 12 月 21 日に SEC の主任会計官に任命された。

うと述べた。そして、SEC スタッフは、新しい SEC 議長や既存のコミッショナーと引き続き協働していくので、引き続き注目してもらいたい、と説明した。また、コンバージェンス・プロジェクトに関するスピーチの中では、収益認識とリースに関しては、現在までのコンバージェンスの状況に勇気付けられていること、金融商品の分類・測定に関しては、以前には考えられなかったような一致が見られること、金融商品の減損に関しては、FASB と IASB は分かれてしまったが、興味のある方は、両者の公開

草案にコメントを提出するなどしてもらいたいこと、などの見解が示された。また、コンバージェンスは失敗点ばかりが強調されるべきではなく、多くの点でコンバージェンスが達成されていることを認識すべきである（グラスは半分空かそれとも半分満たされているか、という比喩が用いられた）との見解も示された。

サイドマン議長のスピーチの全文は FASB のウェブサイト、ベズウィック氏のスピーチの全文は SEC のウェブサイト、それぞれ閲覧できる。

PCC、初めての会議を実施し 4 つの調査分野を識別（2012 年 12 月）

非公開企業評議会（PCC）は 2012 年 12 月 6 日に初めての会議を実施した。PCC は FASB の母体組織である米国財務会計財団（FAF）によって 2012 年 5 月に設立され、FASB と協働し、米国会計基準を非公開企業のために修正するか否か、修正するとしたらいつか、について決定をする。

PCC は当該会議で以下の 4 つの分野をアジェンダの検討項目として識別した。

- 変動持分事業体の連結
- 「プレーン・バニラ」の金利スワップの会計処理
- 不確実な税務ポジションの会計処理
- 企業結合に際して取得する様々な無形資産（のれんを除く）の認識と測定について（レベル 3 の公正価値測定とそれに関する開示を含む）

PCC は FASB スタッフにこれらの分野のリ

サーチについてアジェンダ・メモを作成するように指示をした。PCC 議長のビリー・M・アトキンソン（Billy M. Atkinson）氏は、これらの項目についてさらに議論をした後に、PCC のアジェンダとしてプロジェクトに加えるか否かを決定する、と説明している。

また、当該会議の中では、FASB の非公開企業的意思決定フレームワークに関する意見募集についてのアップデート（フィードバックの要約を含む）、非公開企業の定義に関する FASB のプロジェクトのアップデート（フィードバックの要約を含む）、FASB の継続企業プロジェクトに関する議論、なども扱われた。

当該会議のビデオは FAF のウェブサイトにアーカイブされている。また、当該会議で使用された資料も FAF のウェブサイトで入手できる。

FASB と監査品質センター、開示の有効性に関する討論会における意見の要約を公表（2012 年 12 月）

2012 年 12 月 12 日、FASB は監査品質センター（Center for Audit Quality）と共同で、

開示の有効性に関する2つの討論会において発言された意見の要約を公表した。当該討論会は、ニューヨークのコロンビア大学の会計及び証券分析に関するセンター・オブ・エクセレンスにて2012年10月4日に、また、カリフォルニア州スタンフォードのスタンフォード大学経営大学院にて10月8日に実施された。

当該討論会は、財務報告に関する広い範囲の利害関係者（財務諸表作成者、利用者、企業の取締役会及び監査委員会のメンバー、監査人、法律家、規制当局、会計基準設定主体、学術関係者等）に、財務諸表への注記及び財務報告パッケージの他の部分の有効性の改善に関する議論を促すために実施された。当該議論は、主には開示フレームワークへのFASBの最近の

コメント募集に関する事項についてなされたが、当該コメント募集の範囲を超えた財務報告の論点についても議論が及んだ。議論された主要な項目は以下のとおりである。

- 開示要求の柔軟性
- 注記の役割
- 投資家の将来キャッシュ・フロー評価への影響
- 現在の環境での開示の簡素化
- 経営者による検討と分析（MD&A）と注記の重複
- コスト、ベネフィット、変化へのインセンティブ

当該討論会の意見の要約は、FASBのウェブサイトでご覧できる。

FASB、金融資産の信用損失に関する会計基準更新書（ASU）案を公表（2012年12月）

2012年12月20日、FASBは、ASU案（公開草案）「金融商品－信用損失（Subtopic 825-15）」を公表した。本ASU案は、世界的な金融危機によって、財務報告においてよりタイムリーな信用損失を認識する必要性が高まったことを背景に開発された。現行の米国会計基準では、貸付金やその他の金融資産に対する信用損失は、当該損失の発生の可能性が高くなった時（又は、損失が発生した時）まで認識されないため、予想される信用損失をタイムリーに投資家に警告することにならないという多くの批判を受けた。そこで、FASBは、将来をより考慮した「予想損失」アプローチに基づき信用損失を認識するモデルを開発することとした。FASBは、本ASU案によって、信用損失をよりタイムリーに認識することが可能になるとともに、信用リスクに関する透明性が向上することになると考えている。

FASBは、2012年7月まで、IASBと共同で

「3バケットモデル（three-bucket model）」と呼ばれる共通の予想損失モデルの開発を進めていたが、米国内の関係者（財務諸表作成者、利用者、監査人、規制当局など）から当該モデルの理解可能性、実行可能性、監査可能性に重大な懸念が示されたことから、FASBは当該モデルを修正することにした。なお、IASBは、3バケットモデルの開発を継続しており、2013年の第1四半期に公開草案が公表される見込みである。

本ASU案において、FASBは、現在予想信用損失モデル（Current Expected Credit Losses model）を提案している。現在予想信用損失モデルは、予想信用損失に係る引当金を認識・測定するに当たって、単一の測定アプローチを使用するものである。現在予想信用損失モデルでは、予想信用損失に係る引当金は、報告日における信用リスクの評価に基づく、経営者による現在の回収不能見込額の見積りを反映したも

のになる。現在予想信用損失モデルは、3 パケットモデルにおける「移転の要件」に関する規準を撤廃している。現在予想信用損失モデルと3 パケットモデルは、過去の事象、現在の状況、及び合理的で裏付け可能な将来予測に基づいて信用損失を見積る予想損失モデルである点は共通している。両者の大きな差異は、3 パケットモデルは「移転の要件」に関する規準に合致するまでは、損失事象が12 か月を超えて

発生すると見込まれる損失について認識されないが、現在予想信用損失モデルではすべての場合において残存期間において損失事象が発生すると見込まれる損失を認識する、という点である。

本 ASU 案のコメント期限は 2013 年 4 月 30 日とされている。

本 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FAF、FAF 評議員会の新たな 3 名の評議員を発表（2012 年 12 月）

FAF は、チャールズ・S・コックス (Charles S. Cox)、ジョン・C・デュガン (John C. Dugan)、テリー・L・リストーストール (Teri L. List-Stoll) の 3 名を評議員に任命したことを 2012 年 12 月 21 日に発表した。

コックス氏はテキサス州ファーマーズ・ブランド市の財務局長で、同市の会計、財務計画、徴税、資金、購買等に責任を持っている。彼はサザン・メソヂスト大学 (Southern Methodist University) の経営学修士を所有している。

デュガン氏は現在コビンソン・アンド・バーリング法律事務所 (Covington & Burling LLP) のパートナーであり、2005 年 8 月から 2010 年 8 月までの間は連邦通貨監督庁長官で

あった。彼はハーバード大学法学大学院の法務博士を所有している。

リストーストール氏はプロクター・アンド・ギャンブル社 (Procter & Gamble Company) の上級副社長兼財務部長であり、同社で国際的な資金機能、IR、国際的な事業開発に責任を持っている。彼女は、彼女のキャリアの早期に FASB のスタッフであった経験がある。彼女はノーザン・ミシガン大学 (Northern Michigan University) の経営学の学士を所有している。

上述の 3 名とも、2012 年 12 月で任期が終了する 3 名の評議員の後任であり、2013 年 1 月から 5 年間の任期が開始される。

当該発表の詳細は、FAF のウェブサイトで見ることができる。

FAF、セグメント報告に関する FASB 基準書第 131 号の適用後レビュー報告書を公表（2013 年 1 月）

2013 年 1 月 14 日、FAF は、FASB により 1997 年に公表された FASB 基準書第 131 号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」(以下「FAS 第 131 号」という)²に関する適用

後レビュー報告書を公表した。

当該適用後レビューは、独立した FAF のチームによって実施され、FAF の評議員会の監督を受けた。レビュー・チームは、財務諸表

2 なお、現在は、FASB-ASC Topic 280「セグメント報告」に組み込まれている。

の利用者、作成者、監査人、学術関係者、規制当局からのインプットを受けた。本報告書の中で、レビュー・チームは調査の結果、次の概括的な結論に達したとしている。

- FAS 第 131 号は、それ以前のセグメント報告基準より企業の種々のビジネス活動についての多くの情報を提供している。それに加えて、報告されたセグメント情報は、企業の内部的な構造及び財務諸表外で報告されている情報とより一貫している。しかし一部の企業（特に単一セグメントの企業）は十分な数のセグメントを報告していないという指摘がある。
- 概括的に、FAS 第 131 号はセグメント開示の目的適合性を強化している。追加的な分解情報と改善された一貫性が、投資家が種々のタイプの企業活動を理解し、企業の将来の成長を予測するのに役立っている。しかし、報告されたセグメント情報が常に投資判断に十分とは限らない。利用者はより多くのセグメント情報（売上総利益やキャッシュ・フローなど）を望み、いくつかの者は企業間での一貫性を求めている。
- 一般的に、FAS 第 131 号の要求事項は理解可能であり、意図されたとおりに適用可能であり、結果として信頼できる情報を提供する。しかしながら、事業セグメントの決定と

統合のためのガイダンスが（技術の進歩、基準が原則ベースであること等から）いくらかの企業には適用が難しいかもしれない。また、そのことにより、作成者と規制当局の間などで継続的な議論がなされているかもしれない。

- FAS 第 131 号の結果として、事業や財務報告の実務に重要な変化が生じたことはなく、また、重要な経済上の変化も生じなかった。しかしながら、いくらかの企業は、競争力を損なわせる懸念やその他の理由により、セグメントを統合して透明性を下げたかもしれない。
- FAS 第 131 号に関連したコストとベネフィットについては、ボードと利害関係者の期待と一致していた。

また、FAS 第 131 号のレビュー・チームは、当該基準の設定プロセスは概ね良好に機能して成功裏に終わり、基準設定プロセスに対する重要な勧告事項はない、と結論付けた。

なお、IASB も IFRS 第 8 号「事業セグメント」（FAS 第 131 号とコンバージしている）の適用後レビューを実施中であり、2013 年中に当該レビューを終了する予定としている。

本報告書の全文は、FAF のウェブサイトで見ることができる。

FASB、買戻条件付譲渡契約の会計処理の改善を提案する会計基準更新書 (ASU) 案を公表 (2013 年 1 月)

2013 年 1 月 15 日、FASB は、ASU 案（公開草案）「譲渡及びサービス業務 (Topic 860) — 買戻条件付譲渡契約における実効支配及び買戻ファイナンスに関する会計処理」を公表した。本 ASU 案は、買戻条件付譲渡契約が売却取引と担保付借入のいずれになるかを区別するガイダンスを改善するとともに、これに関する

開示を充実させることを提案するものである。

買戻条件付きの資産の譲渡契約（及び類似の属性の取引）を担保付借入と売却のいずれによって会計処理するかは、譲渡人に譲渡資産に対する実効支配が残っているか否か等に基づいて決定される。現行の米国会計基準では、譲渡取引について、固定価格で同一資産又は実質的に

同一の資産を当該譲渡金融資産の満期日より前に買い戻す条件が当初譲渡時に存在する場合、譲渡人に実効支配が残っているとして、担保付借入の会計処理が要求される。しかし、満期日に買い戻しがされるという条件の場合は、同一又は実質的に同一の資産を買い戻すことにはならないことから、譲渡人に実効支配が残っていないことになり、他の要件が充足される場合、売却取引として会計処理することになっていた。本 ASU 案では当該定めを修正し、満期日に買い戻しがされる場合（多くの場合、現金による決済が行われる）でも、実質的に同一の資産の買い戻しになる場合がある旨が提案されている。

また、本 ASU は、買い戻される資産が「実質的に同一」と考えられる資産の特徴について

の明確化を提案している。さらに、本 ASU は、買い戻条件付譲渡契約に関する開示の充実も提案している。

これらに加え、本 ASU は、金融資産の当初譲渡とそれと同時の買い戻しファイナンスから構成される取引の会計処理について変更を提案している。そのような取引については、現行の要求事項では一定の条件を満たした場合、これらを一体として会計処理しなければならなかったが、本 ASU では当初譲渡と買い戻しファイナンスを別々に会計処理することを提案している。

本 ASU 案へのコメント期限は 2013 年 3 月 29 日とされている。

本 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。

FASB、ASU 第 2013-1 号を公表（2013 年 1 月）

2013 年 1 月 31 日、FASB は、ASU 第 2013-1 号「貸借対照表（Topic 210）：資産と負債の相殺に関する開示の範囲の明確化」を公表した。

本 ASU は、本稿の 1 頁目（本誌 168 頁）で紹介した ASU 案（公開草案）「貸借対照表（Topic 210）：資産と負債の相殺に関する開示

の範囲の明確化」が ASU として確定したものである。当該 ASU 案にはそれを支持する多くのコメントが寄せられ、本 ASU は当該 ASU 案が大筋そのまま確定している。

本 ASU の詳細は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。